

用語の説明

手形交換制度（てがたこうかんせいど）

銀行に持ち込まれた手形・小切手を相互に交換し、受取額と支払額の差額を日本銀行で一括して決済すること。

2022年11月4日から、手形類のイメージデータを金融機関間で送受信して交換・決済を完結する「電子交換所」に移行し、各地手形交換所は廃止された。

信用保証協会（しんようほしょうきょうかい）

中小企業者が、金融機関から事業資金の融資を受ける際に、公的機関としてその保証人となって借入を容易にし、金融の円滑化を通じて、中小企業の支援を行うため設立された信用保証協会法に基づく特殊法人をいう。

信用保証協会業務（しんようほしょうきょうかいぎょうむ）

主たる業務は、中小企業者が銀行その他の金融機関から資金の貸付、手形の割引などを受けることによって生ずる債務の保証を行い、万一、中小企業者が返済不能となった場合は、その中小企業者に代わって金融機関に代位弁済する。

なお、代位弁済後は、中小企業者等に対する求償権を得て債権者となり、中小企業者は信用保証協会に対して求償債務の返済をすることとなる。

基本財産（きほんざいさん）

一般企業の資本金に相当するもの。

代位弁済（だいいべんさい）

中小企業者が保証後、何らかの事情で金融機関に借入の返済ができなくなった場合、信用保証協会が金融機関に弁済し、金融機関の有する権利を代位すること。